

工事請負契約の変更理由等

(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工事名： 31-2 公共 (大谷本郷) 污水管渠築造工事

2 工事場所： 上尾市大字大谷本郷地内外

3 工種： 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 元年 5月23日から 令和 元年 8月30日まで	令和 元年 5月23日から 令和 元年 9月30日まで
契 約 金 額 (税 込)	22,096,800円	28,620,000円
工 事 概 要	工事延長 L=29.8m 污水管推進工 (φ200) L=21.4m 矢板立坑 5箇所 組立1号マンホール設置工 5箇所 付帯工 1式	工事延長 L=35.1m 污水管推進工 (φ200) L=28.1m 矢板立坑 0箇所 組立1号マンホール設置工 -箇所 付帯工 1式 (新規) 鋼製ケーシング立坑工 4基

5 変更理由

<p>本工事においては、下記の事由により数量の増減が生じるため、変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3111-3 路線において、試掘調査の結果、当初想定していた NTT ハドール[®]の埋設部躯体位置が想定よりも北側にあったため計画法線と重なることとなり、NTT 管理者より躯体の防護を求められたが、ガス管等が近接しており防護が困難なことから、計画法線を変更(工事延長+5.3m)する。 ・ 試掘調査時に地下水位が非常に高く、建込矢板による立坑での推進施工が困難であると判断できたため、矢板立坑を廃止(-5 箇所)し、仮設工法の再検討を行った。仮設工法は止水性の高い鋼矢板圧入工法と鋼製ケーシング工法が選定されるが、鋼矢板圧入工法は狭隘な道路条件や架空電線により制限を受け、当該現場における施工ができないため、鋼製ケーシング工法を採用することとし、推進施工の発進・到達を考慮した上で鋼製ケーシング立坑を新規追加(+4 基)する。また、計画法線及び立坑種類の変更に伴い污水管推進工延長を変更(+6.7m)する。 ・ 上記計画法線変更や工法変更に伴う検討及び協議に不測の時間を要したため、工期を延伸 (～9月30日) する。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。